

## 「本堅田村諸色留帳」(三) — 宝永元年 —

東谷 智・鎌谷かおる・栗生 春実・郡山 志保  
高橋 大樹・水本 邦彦・山本 晃子

本稿は、宝永元年(一七〇四)に本堅田村庄屋が作成した『本堅田村諸色留帳』<sup>(1)</sup>を翻刻したものである。すでに本紀要では、元禄一三年、元禄一四年の二年分について、本堅田村の「留帳」を翻刻・紹介しているが、<sup>(2)</sup>本稿はその続編である。本堅田村の領主堀田氏や、堅田藩領についての概要は前稿を参照していただきたい。では本年の「留帳」から、堅田藩の地方支配や、本堅田村を含む湖西地域の人々の生活に関わる記事のいくつかを紹介していこう。

## 一 地方支配

地方支配に関しては、藩の郡方役所の動向や、地方支配機構に関する記事が見られる。

堅田藩の地方支配は、郡奉行が担った。この時期の郡奉行は二名の勤務で、一名宛が原則隔月で職務の責任者となった(月番)。おそらく月番が変更となったことから、月番の手代衆も変更となるのが旅籠や郷中の宿へ通達され、その情報をつかんだ本堅田村の庄屋が書き留めたものである。藩の正式な触・達ではなく、庄屋の持つネットワークからの情報である。庄屋の持つ情報収集能力が村内行政に活かされている事例とも言えよう。

(七) 二月には、藩の求めに応じた年貢先納銀について、その利率に関する願書を出している。そこでは、滋賀郡の惣代が普門村、南高嶋の総代が下小川村、北高嶋の総

代が浜分村となっている。また、惣代の三村とは別に本堅田村庄屋二名が署名・捺印している。これは、先納金という性格上、都市的要素が含まれる堅田における商人の財力との関係があるのではないだろうか。同様の事例は、酒波山にあった堅田藩の御用林の切り出しに関する願書でも見られる(八月)。ここでは、滋賀郡の惣代として本堅田村が、北高嶋の惣代として浜分村の庄屋が署名・捺印している。郡単位などの地域を代表する惣代が願書を提出するという形を取ることが、様々な事柄に応じて形成されていたことが伺える。

## 二 触と人々の生活

宝永元年には、人々の生活に影響を与える法令が全国規模でいくつか出され、堅田藩領でも触が出されている。

四月一〇日には、元禄から宝永へと改元されたことが触れられている。改元は三月一三日であったため、堅田藩領には約一月後に触れられたことになる。様々な文書作成の場面で新たな元号が用いられることとなった。

江戸時代には、鳴物停止触という法令が出されることがあった。この触は、将軍とその縁者や、幕府の要職に就いている者、各藩の藩主などが没した場合、鳴物や普請など音の出る行動が規制される法令である。要職にある人物に対し、国家を挙げて喪に服することが法度によって命じられたのである。

本年の「留帳」には、二例見られる。一つは、徳川綱吉の娘である鶴姫が四月一日に没した際の鳴物停止触で、もう一つは九月二四日に老中阿部正武が死去した際の触である。

その他、幕府が出したたばこの作付けに関する触や、堅田藩が出した酒運上の触など、人々の生活に関わる触も多数含まれる。

このように幕府や藩は触によって村々に自らの意志を伝えたが、誤った触を出した場合、触の内容を訂正する触を出すことがあった。先納米の米値段について触れた一月二四日の触は二通あるが、一通目には墨で抹消されており、二通目には「先達而申遣候義相違候間」という理由で触が出し直されている。

### 三 庄屋の職務

本堅田村の庄屋の職務の一つに、土地と人の管理があった。引越などによる住人の移動や、土地の所有者が変更になると、本堅田村庄屋から郡奉行に宛てて願書や届け書きを出している。こうした職務は一般的な庄屋の職務であるが、宝永元年に新たに庄屋の職務となった点について述べておきたい。

七月一〇日には庄屋喜兵衛が木戸口の鍵の管理をすることとなった。喜兵衛は「寺ノ凶子木戸口」の鍵を預かり、明け六つ時（午前六時）に鍵を開け、暮れ六つ時に錠前として鍵を閉める役儀を命じられ、鍵と錠前を藩の役人から渡されている。地域の治安維持は領主の役割であったが、一部を地域が担うことで成り立っていた。七月二八日の一札は、操り人形の勧進に関するものである。この勧進は寺社などで行われ、人形を操る傀儡師くぐいしが各地域をまわる興行であった。多くの人々が寺社に集まることから、寺社では賽銭収入などが得られるメリットがあった。一方、多くの人々が群集することから、勧進興行は様々なもめ事の要因ともなった。この一札は、金銭の出入りや喧嘩口論を起こさないことを勧進元が庄屋に約束したもので、もめ事を未然に防ぐ役割の一端を庄屋が担っていたのである。

### 四 自然と生業

ここでは水防に関する触を紹介したい。五月六日には、筍が採れる季節であるので、堤の筍を抜かないように触れられている。また牛馬を堤で放すことが禁じられている。堤は、植えられた竹が土中に地下茎をめぐらすことによって、強度を確保していた。筍を掘ることにより、堤の強度が保てなくなることを回避するため出された触である。

琵琶湖に面する地域では、琵琶湖の水位の変化が生活に大きな影響が生じる。四月には、水位上昇によって水が漬いてしまった田地、および水位が下がったため、水が干上がった田地双方について、稲の植え付け方の指示が出されている。自然環境の変化が人々の生活に大きな影響を与えた事例であると言えよう。

### 五 おわりに

本稿は、以下の方針で翻刻を行った。

- 一、原則常用漢字を用いた。ただし、一部の固有名詞では旧字体や異体字を残した。
- 二、変体仮名はひらがなに改めたが、而、茂など書かれている字体をそのまま用いたものもある。

一、注記、傍注などを適宜加えた。  
 一、ミセ消子は、一部原文の形態とは異なる表記をした。

二〇一五年度も堅田藩大庄屋文書研究会の会員(3)および科学研究費のメンバー(4)による『日記』の輪読を活動の中心に据え、堅田藩・堅田藩領関係の史料の調査および分析を進めている。

#### 【注】

(1) 以下「留帳」と略記する。

(2) 東谷智・鎌谷かおる・栗生春実・郡山志保・高橋大樹・水本邦彦・山本晃子「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(一)―元禄一三年―」(『甲南大学紀要』文学編一六四、二〇一四)。同「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(二)―元禄一四年―」(『甲南大学紀要』文学編一六五、二〇一五)。

(3) 研究会の会員は以下の通りである。

新木慧一 鎌谷かおる 栗生春実 郡山志保 高橋大樹 東谷智 水本邦彦 山本晃子  
(4) 本稿は、文部科学省科学研究費(「譜代小藩堅田藩の基礎的研究―地域社会の変容と藩政の展開―」(基盤研究(C)(研究課題番号:2370808)、研究代表者東谷智)の研究成果の一部である。なお研究組織は以下の通りである。

研究代表者 東谷智

研究分担者 井上智勝 鎌谷かおる 平野哲也

研究協力者 栗生春実 郡山志保 高橋大樹 山本晃子

(東谷 智)

(表紙)

「元禄拾七年

本堅田村諸色留帳

申正月十二日」

一、毎年之通村々川除之儀念入内目論見仕差上ケ可申候、尤当月晦日、右普請目録村々不残持參可申候、其外道・橋破損之所繕普請等可申付候、以上

申正月十二日

堅田村方衣川・大野・普門・中村へ老通

沢村方又老通出ル

大小船船改員数帳

- 一、大船 老艘 何右衛門
- 一、大船 老艘 何左衛門
- 一、中船 老艘 何兵衛
- 一、中船 老艘 何大夫
- 一、小船 老艘 何右衛門
- 一、小船 老艘 何人
- 一、小船 老艘 何左衛門
- 一、小船 老艘 何人
- 一、小船 老艘 何兵衛
- 一、小船 老艘 何右衛門
- 一、小船 老艘 何左衛門
- 一、小船 老艘 何左衛門
- 一、小船 老艘 何左衛門

- 一、小船 老艘 何右衛門
- 一、小船 老艘 何人
- 一、小船 老艘 何左衛門
- 一、小船 老艘 何人

惣船船合何百何拾何艘船

内 何拾何艘 御運上在之分  
何拾何艘 糸りかき船  
何拾何艘 田地養船

右者当村銘々所持之大小船船不残帳面書付指上申候、此外に老艘茂船無御座候、若隠船仕置後日頭申候者、いヶ様之曲事ニも可被仰付候、以上

元禄十七年申何月

何郡何村庄屋

誰印

誰印

船改として当月廿二日・三日両日之内、木濱村江罷越、それ方段々相廻可申候、右案文之通船之舟員数斗人別ニ相認置、其村江罷越候時分指出可申候、右之通うつし留無滞早々先々へ相廻可被申候、以上  
申正月十六日 鈴木金兵衛印

- 海津 西濱 中之庄 貫川 領家
- 今津 馬原 森村 深溝 太田
- 南船木 横江 今在家 永田 知内
- 北新保 深清水 北仰 新保 木津
- 田井 針江 藁園 北船木 川嶋
- 藤江 横江濱 ミつ屋 下小川 大溝
- 打下 北小松 南小松 北比良 南比良
- 大物 荒川 木戸 守山 舟路

- 北濱 南濱 真野 今堅田節舟
- 今堅田 西ノ切 本堅田 雄琴 苗鹿
- 比叡辻 坂本 大津
- 右村々庄 屋

舟年寄 中

右村下ニ致印形、無滞早々相廻し可被申候、田地養舟焼印いたし候間、とも板之外けすりおき可申候、以上  
右御書一通申正月廿五日釣獵師方来り、則写西ノ切へ茂右衛門為持遣

覚

一、当申之年宗旨五人組帳相認、来ル三月十五日前二差出シ可被申候、尤人別無相違様ニ帳面相認、指上ケ可被申候、前々之通、此方ニ而帳面致吟味、其上寺判形等取可申候間、先仮とちニ而出シ可被申候、以上  
正月廿九日 中村庄介

本堅田初郷中不残□申候

請取申先納銀之事

合銀拾四貫五百九拾五匁三分老厘也  
右者来申ノ御物成米先納為代銀、慥請取申処実正也、老ヶ月老分三之利足ヲ加、来申ノ十一月中ニ御物成ヲ以可返済者也、仍而如件

元禄拾六年未ノ  
十二月廿七日 高田仁右衛門印  
有坂政右衛門印

本堅田村庄屋中

右之銀町々へ手形遣候留

覚

一、銀何貫何百匁也

右ハ来申ノ為先納銀被差上、御証文ハ一紙ニ此方へ  
預リ置申候、利足之儀ハ月壹分三ニ被仰付候、為其  
小手形、仍而如件

元禄拾六年

庄屋十郎右衛門印

未十二月廿七日

喜兵衛印

何屋誰殿まいる

一、貞津借や二目や<sup>(借)</sup>借宅仕居申候仁、名ハ伊兵衛と申

候由、小東丁二郎左衛門道<sup>(同)</sup>ニて二月九日ニ相断  
被申候ハ、正月廿五日ハ六日、七日迄ノ内ニぬす人

二、あい申候由、とられ申品々ニいろ御座候ニ付、町々  
質屋御吟味可被下との断ニ付相触申候事

一、わた入壺つ、表つむぎ<sup>(綿)</sup>かば小もん無紋、裏木綿と  
<sup>(朱、鼠、色)</sup>くさいろ、むし<sup>(黒)</sup>

一、わた入羽織<sup>(綿)</sup>壺つ、表木綿<sup>(綿)</sup>ひんろう<sup>(綿)</sup>し染、裏木綿嶋、  
尤無紋

メ二いろ、則町々へ二月九日ニ相触申候事

添手形之事

一、金合三百五拾両也

右者堀田兵部<sup>(正)</sup>様為御用金、貴殿方御用ニ御立被成候処  
ニ実正也、御返済之儀ハ来申ノ先納米払代金ヲ以御渡  
シ被成候定也、則先納米御証文貴殿方へ相渡置申候、

然上者来申ノ霜月御物成米請取、我々共々急度返済可  
申候、為其添手形仍如件

本堅田村庄や

八郎兵衛印

未極月廿

<sup>(日)</sup>脱

十郎右衛門印

喜兵衛印

市兵衛印

吉兵衛印

衣川村庄や

徳左衛門印

斧屋弥市郎殿

口上

一、当村東野々内町五郎右衛門後家妙慶と申者、当地住  
居之者ニ而御座候、然所ニ年罷寄行歩不自由ニ罷成

申候、世倅平兵衛と申者、京都矢部主膳様方ニ数年  
御奉公相勤、則長屋住居仕罷有候ニ付、当村田畑屋

敷惣高壺石六斗七升三合御座候ヲ、則五郎右衛門弟  
佐次兵衛方へ預ケ置、右平兵衛方へ引越申度奉存候、

御公儀様へ右之通御願被下候様ニ奉願候、以上

元禄拾七年申

本堅田村東の、内

五郎右衛門後家

妙慶印

五郎右衛門弟

佐次兵衛印

右御願申上候通御吟味仕候処、相違無御座候、引越申  
候様ニ被仰付被下候者、忝可奉存候候、以上

申二月廿一日

本堅田村庄屋

十右衛門印

長兵衛印

高田仁右衛門様

亀田傳右衛門様

今日笹倉新八首尾能御暇被下候、有坂政右衛門当御  
役御免、其上閉門被 仰付候、右之通ニ候間村々為  
智如此ニ候、此廻状無遅々相廻し可申候、以上

二月廿二日

亀田傳右衛門印

高田仁右衛門印

堅田初御下中不残三通ニて廻り申候

口上

一、私儀、身上不勝手ニ付、下坂本村酒屋庄兵衛方へ奉  
公ニ罷出申候、夫々大津ニ当春々住宅仕居申候、大

中町家屋敷御未進共ニ姉妙清へ相渡シ申候、然上ハ  
右家屋敷ニ付向後少も申分無御座候、若外方妨申者

御座候ハ、証人源兵衛罷出申分ケ仕、少も御難儀  
懸申間敷候、御公儀様へ引越申候様ニ御願被成可被

下候、以上

元禄拾七年

願人大中丁

申ノ二月廿二日

妙清

仁左衛門印

本堅田庄屋中

東の切年寄

清右衛門印

証人同町

源兵へ印

年寄同丁

二郎左衛門印

同断

五郎右衛門印

本かた、村

御庄や中まいる

乍恐口上書ヲ以御訴訟

一、先納金利足之儀、唯今迄八月壹分三ニ被為仰付村々

難義仕候、村々ニ而借用仕候金子ハ、諸方ニて調申

儀ニ御座候へハ、月一分半或ハ二割ならてハ借用不

被申候、依之惣百姓迷惑仕候、畏御慈悲ニ被為聞召

分ケ、利足之儀月壹分八ニ被為仰付被下候者難有可

奉存候、以上

庄や八郎兵衛

十郎右衛門

喜兵衛

市兵衛

一、北之葭六拾八匁六分七厘ニ売渡し申候、右案文右同断

申

庄や

三月三日

十郎右衛門

喜兵衛

市兵衛

滋賀郡惣代

喜兵衛印

普門村庄や

半兵衛印

南高嶋惣代

下小川庄や

市大夫印

北高嶋惣代

濱分村庄や

太郎兵衛印

(後筆)

二口

〆百七十一匁七分七厘

此内

百貳匁七分三厘西当り

六拾九匁四厘東当り

此内へ六十八匁六分七厘受取

残三分七厘十郎右衛門可取

申三月九日請取申候」

請負手形事

一、小東町清右衛門世倅六兵衛と申者、枚江村茂右衛門

方へ養子ニ遣シ申候、此六兵衛ニ付、いヶ様之六ヶ

敷儀出来仕候共、判形之者共罷出、急度埒明可申候、

貴殿方へハ少茂御難掛ケ申間敷候、為後日之如件

右之通御願申上候通吟味仕候処、相違無御座候、引越

申候様ニ被為

仰付被下候者忝可奉存候、以上

申二月廿三日

本堅田村庄や

十郎右衛門印

キ兵衛印

高田仁右衛門様

高田傳右衛門様

覚

屋敷高

田畑高無御座候

右者大中町仁左衛門持分ニ而御座候、今度奉願姉妙清

ニ相渡し申候、別紙願書差上申候、以上

申二月廿三日

本堅田庄や

十郎右衛門印

キ兵衛印

高田仁右衛門様

高田傳右衛門様

元禄拾七年申二月廿六日

喜兵衛印

十郎右衛門印

本堅田庄や

南高嶋惣代

下小川庄や

市大夫印

北高嶋惣代

濱分村庄や

太郎兵衛印

高田仁右衛門様

高田傳右衛門様

覚

一、南ノ葭百三匁壹分ニ

売渡し、只今右之銀儲受取申候、縦少成共御公儀様

へ御入用ニ付、御茹被成候共、其割ヲ以差引可申候、

為後日請取手形如件

元禄拾七年申三月三日



証人小東町年寄  
次郎左衛門印  
元禄十七年  
同大東町年寄

申三月九日

庄助印

六兵衛親  
清右衛門印

本堅田庄屋

年寄

一札之事

一、此六兵衛と申者、出生堅田村清右衛門と申者世倅ニ  
而御座候、此度杵江村茂右衛門方へ養子ニ遣申候、  
脇方構無御座候、宗門ハ代々東本願寺末寺光徳寺且  
那ニ而御座候、為其仍如件

本堅田村庄や

元禄拾七申

喜兵衛印

正月

同 十郎右衛門印

年寄 彦右衛門印

同 勘兵衛印

六兵衛親 清右衛門印

杵江村庄や

忠右衛門殿

覚

一、竹百三本 目通り四寸、五寸廻り

一、小柄竹四束 長式間半、式尺五寸

なわニして

右之通相渡シ可被申候、為其如此候、以上

三月十四日

田中文内印

下在地村  
向在地村

庄屋中

まいる

(追筆)

「申三月

一、杭百拾本御公儀方

拝領仕候」

一、水場村々田方植付之時節ニ候間、無油断田かへし水

干相考、随分植出し仕候様ニ、小百姓迄可被申渡候

一、水所植付候而、水込苗損シ候田地へ稗植ませ申事、

堅無用ニ候、随分苗を大切ニかこい置候而、時節過

候共、稲を植可申候、とかく(鬼首)いねとひと一かぶま

ぜ之やうニうへませ申間敷候、稲苗まばらに有之候

て、最早時節過、なへも無之候節者、ひへをまざし

不申差置可申候

一、苗植候時分過候ハ、水干之田地江例年之通、稗う

へ可申候、以上

亀田傳右衛門印

四月二日

高田仁右衛門印

本堅田村、中村、北比良村、沢村

小松村、鴨村、小川村、太田村

新保村、濱分村、北仰村、桂村

右村々庄屋中

申  
未四月、月番亀田傳右衛門様番御手代衆ハ中村庄助殿

へ可申談候、五月ハ高田仁右衛門様ニて候、御手代衆  
ハ文内殿ニて候間、左様ニ御心得可有之候

申四月二日ニ申来候ヲ写申候、是ハ旅屋衆、又ハ郷

中宿々へ申来候ヲ写シ申候事

一、今度年号之儀 宝永と替り候由、御触申来候、向後

其旨可被存候、右之段為可知、如件ニ候、以上

亀田傳右衛門

四月十日

高田仁右衛門

御下中三通ニ而廻ル

未十一月朔日申二月晦日迄御下中人足舟ちん割符之

内、北高嶋六ヶ村并いか立ノ内下在地村御賄ニ違有之

由被仰付、則御減被成候留

一、御賄代五百三拾匁九分八厘 北高嶋

六ヶ村分

但、未ノ年中申ノ二月晦日迄ノ御賄也

此人足平均尅人ニ尅匁五分ノ御積り被成候而、人数

三百五十四人と御定被成候、此直段高直ニ被思召、

則尅匁ツ、ニ御定被成候事、則代銀三百五拾四匁ニ

相成申候

此内へ中白米八斗八升五合被下候

但、尅人ニ式合半ノ御積り被下候

此代七拾目八分也、但八拾目かへニ被成候

引残而式百八拾三匁三分、則此銀目ヲ

村々高割ノ内へ出シ申候事

一、御賄代式拾八匁五分 伊香立村ノ内

下在地村

一、かし桶 壺つ

但、未六月七日と九月十八日迄ノ御賄也  
此人足平均壺人ニ壺匁五分ツ、ノ積ニ御座候処ニ、  
少々高直ニ思召シ、壺人ニ壺匁ツ、ニ御定被成候、  
則人足拾九人ニ成、銀目も拾九匁ニて候、此内へ壺  
人ニ中白米ニ合五匁ツ、被下候、米メ四升七合五匁  
也

申卯月十一日

右之通書上申候処ニ、御用所方傳右衛門様ヲ以、被  
仰渡候書付之留

一、なへ三つ めしなへ 一、しやくし式つ

汁なへ

一、膳椀共 上三人分

一、膳椀共 下一人分

一、たらい 壺つ

一、手桶 壺つ

一、た、ミ 拾置

一、はし包 壺つ

右之通、拵可申由被仰付候、若無之候ハ、宿代すくな  
き由被仰候間、何とそこしらへ申様ニ可被申付候由、  
被仰渡候事

申卯月十日

桶や五兵衛家

清左衛門家

作兵衛家

表三間余

裏式間半

三軒共ニ同事也

一、申四月十九日ノ夜、亀田傳右衛門様御出被仰渡候ハ、  
去ル十二日ニ鶴姫君御逝去被遊候間、鳴物御停示<sup>止</sup>  
ニ被仰付候間、堅相守候様ニ町々へ早速触可申と被  
仰渡候、則町々へ申渡シ候事、村々へ者追付御廻状  
ヲ以可被仰渡候間、先々当村之分急ニ相触申候様ニ  
と被仰付候事

一、先日鶴姫君様御逝去被遊候ニ付、鳴物普請等停止、  
諸事隠便ニ相慎可申旨相触候義、今廿四日方御免被

一、古キ壺 十状<sup>壺</sup> 一、大釜 壺つ

一、手桶 壺つ 一、八升なへ 壺つ

所持之道具寛

大道町新兵衛家

遊候間、左様ニ相心得可申候、以上

四月廿四日未ノ下刻

亀田傳右衛門印

高田仁右衛門印

本堅田初御下中四通ニて出申候

未之下刻ニ堅田出ス

乍恐口上書ヲ以御願申上候

一、御用人足之内、屋ね瓦葺人足并桶屋人足之儀、常人  
足代ニ而者、相動かたく御座候由節々御訴訟仕候得  
共、憚多奉存延引 仕罷有候、此度少々御用ニ御座  
候処ニ難勤御座候由申候間、御慈悲ニ右多用共ニ式  
匁宛ニ被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

申五月

本堅田村庄屋

喜兵衛印

市兵衛印

高田仁右衛門様

亀田傳右衛門様

一、衣川筋両堤之竹のこ時分ニ候処ニ牛馬はなし置候様  
相見へ候、此段小百姓へ相触、牛馬はなし置候義ハ  
勿論、竹のこぬき申間敷申候、尤両堤竹有之所ニ而、  
草かり不申候様ニ可被申渡候、衣川村山門御領之御  
百姓江も堤かこいの事ニ候間、其旨被相心得申候様  
ニ、庄屋徳左衛門方へ可被相達候、以上

申五月六日

亀田傳右衛門

高田仁右衛門

本堅田村

皮屋権兵衛家

表三間、裏式間半

善兵衛家

右同断

かのやむく家

南北表と定二間半

裏東西也、式間

右之通、申卯月十一日ニ書上申候



衣川村  
右庄屋中まいる

五月廿三日  
龜田傳右衛門印  
高田仁右衛門印

上  
申二月十四日  
庄次郎印

口上書ヲ以申上候

下小川村、太田村、鴨村  
新保村、濱分村、北仰村、桂村  
右村々庄屋中

口上書之覺

此度湯屋仕度もの有之ハ、御聞立何方にて成共致させ候様ニと被為仰付、則前方仕候者ニ相尋申候処ニ湯屋斗ニ而ハ渡世仕かたく、又はたこやヲも仕候処ニ御侍衆御入込被成候而者旅人中々宿かり不申候、其上近キ頃ハ病身ニ罷成得間敷由申候、其外町々へ被仰付候趣ヲ以委聞立申候へ共、望手無御座候ニ付、御断申上候以上

去未ノ酒運上之内、半分如例年六月三日上納仕候様ニ酒や中へ可被申渡候、以上

一、此度当丁傳四郎義ニ付、若キ者共とどう・連判仕候由、御沙汰御座候故、一々吟味仕候処ニ、左様之義曾而申者無御座候、為其口上書如此ニ御座候、以上  
申六月十三日夜

申五月十四日  
本堅田庄や  
喜兵衛  
市兵衛

五月廿三日  
龜田傳右衛門  
高田仁右衛門  
本堅田  
庄や中  
真野沢村  
庄や中

卜川町年寄  
彦兵衛印  
同断  
又右衛門印

高田仁右衛門様

口上書

一、水所村々水込稲苗間々損候田地へ稗植ませ不申稲苗大節ニかこい、時節過候とも稲植可申、とかく稲とひへと一かふませ之様ニ植申間敷候、稲苗まはらニ有候ハ、最早時節過苗無之候とも、稗ヲまさし不申指置可申旨、先日相触候、全稲苗大節ニいたし、稲損候田地へ植付被申程ハ随分稲植可申候  
一、壹反之田地ニ取あつめ稲苞畝程もまはらニ残り申田地、又者一反之内十歩、廿歩程も明通分立稲損申田地候者、稗まざし植可申候  
一、苗植申時節過候者、水干之田地へ例年之通稲植可申候  
右之通末々小百姓迄無油断可被申仕候、以上

一、今度外輪町傳四郎一義出来仕、私同町之義ニ候得者、笑止ニ奉存色々取持嚙申候へとも、双方共ニ得心無御座、永々ニも相成様ニ罷成候ニ付、嚙ヲも止申候、其砌増田善兵衛殿方へ与風参り、此度之義色々奉存候へとも、双方無得心、其迄傳四郎申候者、書付ニ而も可仕程ニ腹ヲ立居申候と善兵衛殿内義へ咄申候、此外とどう・連判仕候と者、怒々不申候  
一、先月廿日之夜ぞうとう仕候砌、善兵衛殿ヲ私ヲ呼寄、双方嚙もいたし相済可申かとも存候処ニ、ケ様ニやかましき事出来之義如何いたしたる事わやおしかり被成候、然共右申上候通、嚙前方ニ止申候故、此度方私かまひ不申候よし、此外何事も咄不申候、以

事  
七月五日、本福寺御出、彦兵衛・又右衛門義幾重ニも託言致くれ候様ニと達而御頼被成候ニ付、無抛手代衆迄申上候処ニ、いまた余日も無之所、先々御止被成候様ニと被仰付候事、則本福寺へ彦右衛門ヲ以申入候処ニ御かまひなく御郡方初外記様へ直ニ御出被成候事  
一、寺ノ図子木戸口之儀、朝ハ六つ過ニ明ケ、夕部ハ六つ前ニさし、其上錠鑑御渡シ被成候間、向後其役義仕候様ニと御用所ニ而平井太右衛門様喜兵衛ニ被仰付候事

申七月十日之朝

龜田傳右衛門殿

勸進本 祐玄印

請人 西之切

傳兵衛印

同断 甚三郎印

同断 市兵衛印

証人 東獵師

十兵衛印

一、外川町傳四郎義、光徳寺御嚙ニ而七月十六日夜、御赦免被為仰付候事

一、御用所方御状箱式つ、内巻つ三州赤坂万年三左衛門様へ参候、巻つハ江戸植木惣兵衛様へ参候御状ニ而

御座候、野々内勘四郎ニ為持、大津勘三郎へ七月十七日ニ遣又事

宝永元年申六月

上開田村

御家主様

庄屋八兵衛印

本堅田

御庄や中まいる

昨十七日、青山又兵衛・竹内茂左衛門御用人ニ被仰付候、左様ニ可相心得候、村々方寄々御悦ニ参仕可申候、為其如此ニ、以上

七月十八日

龜田傳右衛門印

高田仁右衛門印

村々三通ニて出ル

なし

京知恩院末寺

江州高嶋郡上開田村

称念寺印

付紙ニ而

御当テ所

不存候故書不申候

今堅田へ 申七月廿八日ニ為持遣

本堅田、同所西之切

大津方坂本、比叡辻、苗鹿、雄琴

申七月廿四日

鈴木金兵衛印

候ハ、難有可奉存候、以上

通

宝永元年申

西道場

七月廿一日

祐玄印

御奉行様

高田仁右衛門殿

候、以上

宝永元年申七月廿八日

事

一、御用割木之儀御入用次第御奉行様御積りの束数ヲ以

寺請状之事

一、此吉入与申者浄土宗ニ而代々当寺旦那二紛無御座候、若御法度之切支丹宗門坏と申者御座候ハ、拙僧罷

出急度可申披候、為後日仍而請状如件

年号月日同前

覚

一、其浦々舟改帳面前々之通相認、来ル八月十日方同廿五日迄ニ持参可有之候

一、帳面前々之通寸法無違美濃大なをにして相認、上下

たち切不申持参可被申候

一、かし舟仕候者ハ帳面来ル八月朔日方同十日迄ニ可被

差越候、右帳面名違・同判等無之様ニ入念相認日限

無違可被差出候、以上

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

申七月廿四日

立木御渡シ被為下候様ニ奉願候、然上ハ御用割木無

滞急度差上可申候、且又立木伐採申時節ハ三月・七月両度ニ被為仰付可被下候御事

一、当年之儀ハ只今割木御入用程立木御渡シ可被下候御事

一、割木長サ壹尺五寸ろ六寸迄、廻リハ式尺四寸ろ五寸迄の割木ヲ以御用ニ立可申上候御事

一、御奉行様被下候ハ、伐申木ニ極印被遊候ハ、我々勝手ニ伐採申様ニ奉願候御事

右之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上  
志賀郡惣代  
本堅田村庄や

宝永元年申八月  
喜兵衛印  
市兵衛印

千野村庄や

清右衛門印

普門村庄や

半兵衛印

下在地村庄や

市郎兵衛印

葛川坂下村庄や

庄三郎印

北比良村庄や

善兵衛印

下小川村庄や

市大夫印

北高嶋惣代濱分村庄や

安左衛門印

御奉行様

覚

一、松拾五本 末口六寸、長式間

代銀五拾貳匁五分、壹本ニ付

三匁五分ツ、

一、同拾五本 末口五寸、長式間

代銀四拾五匁、壹本ニ付三匁ツ、

一、同四拾本 末口四寸、長式間

代銀八拾匁、壹本ニ付三匁ツ、

一、板木六本 長壹間、末口九寸壹尺

但、此板拾式間

代銀四拾八匁、壹間四匁ツ、

ノ式百貳拾五匁五分

一、松木長式間、末口六寸 拾五本

一、同長式間、末口五寸 拾五本

一、同長式間、末口四寸 四拾本

一、同長壹間、板木末口九寸壹尺 六本

此人足平均百廿三人 但、根伐・枝葉取置・山出

シ・津出し共二

右人足銀百四拾七匁六分

船賃銀四拾目

二口合百八拾七匁六分

申八月廿日ニ御用所方右書付出ル

伊か立 市郎兵衛

柚四人 いヶ立二 大野村 伊兵衛

大の一 堅田村 十郎右衛門

千の一 小川村 市大夫

一、明後六日田方為小検見大嶋外記・青山又兵衛・竹田

茂左衛門・高仁前題右衛門・傳右衛門被罷出候

一、駕籠人足七挺分・挟荷持五荷・荷物十固・步棹持壹

人・合羽持式人、村々可申付置候

一、濱分村迄直ニ被罷通候間、例年之通人足次申場所之

道筋江庄や役人人足召連罷出相待可申候

一、南小松村ニ而上下拾九人分昼食支度可仕候

一、濱分村宿割

大嶋外記 勘五郎家上下五人

青山又兵衛 太郎助家上下八人

竹田茂左衛門 庄や 安左衛門隠居上下四人

高田仁右衛門 田中文内 太郎右衛門家上下式人

龜田傳右衛門 中村庄介

田中文内

中村庄介

右之通宿用意可被申付候、先日申触候通酒堅禁制ニ可仕候、以上、

九月四日

中村庄介

田中文内印

沢村・北比良村・南小松村・鴨村・下小川村

太田村・下古賀村・新保村・濱分村・北仰村

酒波山へ参ル衆中

桂村・酒波村・岸脇  
庄や中

九月九日

高田仁右衛門印  
竹内茂左衛門印  
青山又兵衛印

当御年貢皆済無之以前、米穀一切他所へ出シ申間敷候、若相背もの之在者、急度可申付也  
申九月

尚々雨ふり候ハ、七日ニ被召出候、可被得其意候、

くもり分ニ而ハ六日ニ可被參候、以上

又駕籠式挺ハ村々ニ而次カヘ可申候間其用意尤ニ候、

と(稱)ゆなとも有之ヲ支度可有之候

北仰村庄や安大夫、同甚右衛門、同村酒や源大夫、同

村酒や伊右衛門、桂村庄や三郎右衛門、同村酒や庄兵

衛、濱分村庄や太郎兵衛、同安左衛門、同村酒や勤兵

衛、北比良村庄や善兵衛、同村酒や市左衛門、沢村庄

や三右衛門、同村酒や又右衛門、本堅田庄や喜兵衛・

市兵衛、同村酒や八郎兵衛・六右衛門・吉兵衛・清十

郎・五兵衛・孫六、右酒屋中まいる

右之通三通ニ而村々廻り申候

本堅田村庄屋中まいる

高田仁右衛門  
亀田傳右衛門

覚

〔貼紙〕  
〔当申年寒造酒分量〕

一、当申年寒造酒分量之儀、元禄十丑年酒造米之五分一之積可限之事

一、当暮寒造之外新酒一切可為停止候、年内若新酒商売

仕者於之有者(マ)僉議之上可為曲事事

一、来西春右酒造米高之外造懸ケ候儀、可為停止事

一、前々より人茂存造酒斗家業に仕来候、所々者書付を

以御勘定所へ相伺候上二而、丑ノ年酒造米高三分一

之積可造之事

一、新規之造酒屋亦可為停止事

右之通諸国共ニ堅可相守之、所々奉行・御代官、私領

者地頭方入念之相違無之様ニ幾度茂改之急度可被申付

候、為御救被仰出候間能々可有吟味候、以上

申八月日

右之通従公儀今度造酒御吟味之御書付被仰出候、村々

酒屋共拜見仕急度相守可申候、此御書付写留置、勿論

酒屋名之所ニ印判仕、早々相廻し可申候、留り之村方

此方江返し可申候、以上

亀田傳右衛門印

御奉行様

市兵衛印

三百束 大野村

濟状之事

一、西之切小網獵師と釣獵師と和邇浦ニ而致口論、既御

公儀様へ御訴訟被申上候処ニ、私共氣の毒ニ奉存嚙

申候処、被致得心、先規之通相濟申候、然上者於此

儀ニ双方申分少茂無御座候、仍而濟状如件

西ノ切年寄

宝永元年申九月

弥十郎印  
吉郎兵衛印

釣獵師年寄

三郎右衛門印

太兵衛印

暖人本堅田庄や

八郎兵衛印

十郎右衛門印

キ兵衛印

市兵衛印

濟一、五拾五束 衣川村

〔此内四十束来候〕

一、八拾五束 千野村

濟一、三拾束 沢村

濟一、廿五束 谷口村

濟一、四拾五束 大野村

〔六拾五束 普門村〕

〔此内〕

濟一、六拾五束 下在地

濟一、五拾束 向在地

右当月廿日迄御出し可有様ニ被仰付候

御用割木之覚

一、高式千束之内

五百五十束 千野村

三百束 大野村

四百五十束 普門村

四百束 下在地村

三百束 向在地村

右之通村々へ申遣候様ニと被仰付如此御座候、遅仕候てハ急御用ニ立申間敷候、片時もはやく御申付可有候と申遣候事

阿部豊後守様今月十七日ニ御逝去被遊候、依之今廿四日ハ廿六日迄遊興之鳴物停止被仰付候条、末々迄堅ク相慎申様可被申付候、以上

申ノ九月廿四日

本堅田村庄や中

亀田傳右衛門

高田仁右衛門

乍恐口上書ヲ以御願申上候

一、当年御田地御檢分被遊被下忝奉存候、御田地立毛之義被為仰付候通、随分念之入委細ニ内見仕差上ケ申候、前広奉存候ハ相違仕穂ナミ悪敷取実減シ申候、勿論内檢仕候時節未熟ニ御座候故欵、只今ニ罷成合歩も減シ申候、乍恐御了簡被遊被下、御免合之義御下ケ被為下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永元年申十月十五日

同

年寄

同

本堅田庄屋

喜兵衛

市兵衛

次郎左衛門

彦右衛門

高田仁右衛門様

亀田傳右衛門様

口上書ヲ以御願仕候

一、私本宅東之軒ニ裏町へ通小路御座候、此小路ヲ東堀際へ廻し、私東ニ御座候小家ヲ本宅と一所ニ仕度奉存候、尤町内之衆中ニ何之かまいも無御座候間、被為仰付被下候様ニ御申上奉存候、以上

申十月

同丁年寄

庄兵衛印

御庄屋中

右願之通被為仰付被下候者、難有可奉存候、以上

高田仁右衛門様  
亀田傳右衛門様

覚

一、其浦ニ当申年船御運上銀、来ル十一月朔日ハ五日迄上納可有之、為其如此ニ候、以上

申十月十七日  
大津方(薬師)わらすのまて

一、当御物成免定下札相渡し候間、明後五日村々庄屋迄

人宛可被參候、以上

十一月三日

亀田傳右衛門  
高田仁右衛門

本堅田・谷口・衣川

千野・赤塚

右庄屋中

内 一表 の、内

一表 大道 壹表三斗一升 と川

一、餅米三俵三斗一升 堅田村

内

壹俵急ニ入用ニ候間、二、三日中ニ御藏へ可納候

赤無之様ニ残ル分当十五日迄ニ

高田仁右衛門様ハ被仰付候

堅田庄屋

喜兵衛印

市兵衛印

十一月廿一日  
一、なわ百把  
内四拾把ふとなわ 此内拾五わ束  
三拾把中なわ 此内十一わ束  
十九わ西

三拾把細なわ 此内十一わ束  
十九わ西

右両之通三尺ニ五十尋一わニして、来正月廿九日迄ニ可相納者也

鈴木金兵衛

当申之先納米直段

式俵半壹石二付

代銀六拾九匁七分五厘

金五拾八匁かへ

右之通天津相場、当月朔日<sup>5</sup>廿日迄平均之内江拾匁二  
匁合ツ、下ケ如此二候、村々可得其意候、以上

十一月廿四日

高田仁右衛門印

御下中へ二通にて出ル

右之通出申候へ共、相違仕候由にて又々御触状出申候  
事、則左ニ有

当申之先納米直段之義、先達而申遣候義相違候間、此  
度相触候間此廻状之通ニ可被致勘定候

一、式俵半 但右五升廻しニシテ

此代銀六拾八匁四厘九毛

但利足壹分五厘ニシテ

與書ハ右之通ニ御座候事

申十一月廿四日

高田仁右衛門印

乍恐口上書ヲ以奉願上候

一、此度御用先納金六百兩御下中へ被為仰付候然共時節  
悪敷難調候ニ付、段々御断申上候得共、無抛御要用  
之由被為仰付、我々共打寄種々相談仕候得共、当御  
物成御勘定ニ指間六百兩差上ケ候儀幾重ニ而御請難  
仕候、然とも御意重ク奉存候得ハ、三百兩ハ何とそ  
才覚仕、当月廿日過迄ニ差上ケ可申と奉存候、尤先  
納代米御直段之儀霜月十日<sup>5</sup>廿日迄平均御直段ヲ以  
熊川相場と御引合、御用捨被為成可被下候、且又御

免合之義当年者壹分通御下ケ被為成下難有奉存候、

併累年御取ケ高免ニ被為仰付、村々難儀仕候、畏御

慈悲ニ末々百姓相続仕候様ニ御救被為成下候ハ、

難有可奉存候、以上

申極月

本堅田村庄や

市兵衛

喜兵衛初

御下中庄や不残

連判仕差上申候

高田仁右衛門様

亀田傳右衛門様

一、御用之義有之候間、当四日四つ時分ニ堅田へ参着候

様ニ可被参候、忝人も不參被致間敷候、以上

十二月朔日

高田仁右衛門印

亀田傳右衛門印

堅田・千野

衣川・赤塚

庄や中

覚

来酉年たはこ作り候義、当申年之通去午年迄作り候高  
之半分作之、残ル半分之所ニハ土地相応之穀類可作之  
候、若相背者於有之者、可為曲事由、御料ハ奉行・御  
代官、私領ハ地頭より急度可被申付候、右之趣此方  
可申通旨、御老中被仰候間如此二候、前方御触書之通  
無相違様ニ可被申付候、以上

本多弾正少弼(親)

申十二月

松前伊豆守(善)

丹羽遠江守(長)

萩原近江守(重)

右之通今度從御公義被仰出候間、村々庄や・年寄拝見  
仕、其旨を奉存、末々小百姓迄急度為相守可申候、若  
相背者於有之者、本人ハ不及申二、庄や・年寄迄急度  
曲事被仰付候者也

申十二月

御下中庄や不残

連判仕差上申候

申十二月

高田仁右衛門

別紙御触書之通村々ニ而拝見仕、其旨能々可相守候、  
たはこ作候田地来春相改候間、兼而左様ニ可被相心得  
候、尤別紙之御触書村々ニ写置、末々小百姓迄能々申  
聞セ相守可申候、以上

十二月十五日

亀田傳右衛門

十二月十五日

高田仁右衛門

本堅田村

衣川村

千野村

赤塚村

右村々御庄や中

帰り手形之事

合銀(御)拾四貫五百九十五匁三分壹り者

未十二月ニ差上申候先納御手形壹通当分相見へ不申候、  
追付尋出し差上可申候、当分御勘定指間申付帰り手形  
如此御座候、以上



本堅田村庄や

喜兵衛印  
市兵衛印

宝永元年申十二月廿四日

高田仁右衛門様  
亀田傳右衛門様

酉歳留帳

覚

合銀六百七拾老匁老分五厘五毛也

右者本堅田村為先納銀儘請取候、然上者来酉之霜月中  
御物成米ヲ以差引勘定可申者也

宝永元年申十二月晦日

亀田傳右衛門印  
高田仁右衛門印  
竹田茂左衛門印  
青山又兵衛印

本堅田村大工

木挽中

酉川普請内見覚

鳥居前上ノ方にて

一、堤笠置百間奥ノ堤高ノ内へ一所二入ル

同所西ノ方

一、大はね 壹つ

同所所々ニ而

一、小はね 四つ

同所

一、同三つ

同所おりとろ西ノ方

一、蛇かご 式拾間 但拾間物四つニ可致事  
同所おりとろ東へ

一、しやかこ 三拾間 上拾間二つ重  
下拾間一つ重

かう水

一、同式拾四間 十二間物二つニ可仕候

北□(井)戸頭

一、同七拾間 上廿間壹つ重  
六十間 下廿間式つ重

野入之頭

一、同三拾六間 拾八間物二つ重

同下ノ方

一、しからみ 拾八間

うして(牛手)ノ頭

一、しやかこ 式拾間 拾間物二つ重

同下ノ方

一、同式拾六間物壹つ 十三間物式つニ可仕候

□こらノ頭々川中七右衛門畑頭迄

一、しからみ 式拾間

下浜入ノ頭

一、同拾間

同二郎右衛門田頭

一、同拾式間

新川つく田耆町ノ間

一、大しからみ六拾間

同所

一、橋ノ上下しからみ拾六間

一、溝ノ中二同 拾間

但壹間ツ、十所ニ可仕候

一、溝ノ上手ニ扇板、繕はね両方繕御座候

○溝幅六尺・五尺・四尺・三尺

石はし方下

一、二重堤 三百間拾八間、溝深〇

メ壹丈八尺、平均四尺五寸

溝中二積□

溝深サ壹尺

一、同所石橋ヲ上式百四拾四間

此川筋ハ真野村と立会ニ而御座候故半

掛り、人足百式拾式間分掘可申候

しやかこメ式百拾四間

此杭

はねメ 五つ

しからみメ 百四拾六間

牛手

鳥井前・なつめたノ頭・白た・あいへ・川中・同所下

川中

一、堤かさ置 三百六拾間 ○はら付

四百廿間 所々裏付も御座候

衣川南かわ・野入ノ頭・上浜入・下浜入

○腹付

一、堤百八拾間 笠置所々裏付も御座候

累年々かご・しからみ共二分二而

一、杭数之儀重而 御座候間、累年々ハ

式百本斗も御増シ

被仰付被下候ハ、

可忝候

はかま・あみ田ノ川へり

一、土手崩拾間

右之通衣川筋并二重新川二重堤御普請場所内見仕候処、  
如此御座候、猶又御検分ノ上被仰付可被下候、以上

本堅田村庄や

二月

市兵衛

同 キ兵衛

年寄 二郎右衛門

同 彦右衛門

高田仁右衛門様

亀田傳右衛門様

(裏表紙・白紙)

【付記】

伊豆神社宮司平野修保氏、責任役員佐倉節夫氏をはじめ氏子総代の皆様には、本研究についてご理解ご協力いただきありがとうございます。また、大津市歴史博物館には全面的な協力をいただいています。記して謝意を申し上げます。

なお本稿は、文部科学省科学研究費（譜代小藩堅田藩の基礎的研究―地域社会の変容と藩政の展開―）（基盤研究C）（研究課題番号：25370808）、研究代表者（東谷智）の研究成果の一部である。